

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴うクロスボウの引取りについて

令和4年3月15日、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が施行されました。施行後は、一定以上の威力を有するクロスボウの所持が原則禁止・許可制となります。

ただし、施行日（令和4年3月15日）以前から所持しているクロスボウについては、令和4年9月14日を経過するまでの間に許可申請をするか、下記のとおりクロスボウ等の引取り・処分を依頼等の手続きを行えば処罰されることはありません。

記

1 引取り対象

クロスボウ等（威力が不明なものも含む）

※ 破損したクロスボウ、クロスボウの部品（弦・滑車・固定装置等）、矢のみも引取ります。

2 引取り期間

令和4年9月14日までの間

3 引取り場所

最寄りの警察署の生活安全課等

※ クロスボウ等の引取り・処分の依頼をされる方は、事前に最寄りの警察署に連絡の上、クロスボウ等と必要事項を記載した書類を併せて持参してください。

※ クロスボウ等の所有者が処分を依頼する際は【別記様式1】を記載し、クロスボウ等の所有者以外の方が処分を依頼する際は、【別記様式1】及び【別記様式2】を記載し持参してください。

※ **令和4年9月15日以降、適正な手続きを取らずにクロスボウを所持した場合は不法所持となり、処罰の対象となります。**

問合せ先警察署	所在地	郵便番号	加入電話
那覇警察署 生活安全課	那覇市与儀1丁目2番9号	902-0076	098-836-0110
豊見城警察署 生活安全課	豊見城市瀬長17番地8	901-0233	098-850-0110
糸満警察署 生活安全課	糸満市字糸満1736番地6	901-0361	098-995-0110
与那原警察署 生活安全課	与那原町字与那原3085番地	901-1303	098-945-0110
浦添警察署 生活安全課	浦添市仲間2丁目51番1号	901-2103	098-875-0110
宜野湾警察署 生活安全課	宜野湾市大山7丁目2770番7	901-2223	098-898-0110
沖縄警察署 生活安全課	沖縄市山里2丁目4番20号	904-0033	098-932-0110
嘉手納警察署 生活安全課	嘉手納町字嘉手納560番地	904-0203	098-956-0110
うるま警察署 生活安全課	うるま市字大田100番地	904-2224	098-973-0110
石川警察署 生活安全課	うるま市石川東山本町1丁目1番1号	904-1101	098-964-4110
名護警察署 生活安全課	名護市東江5丁目21番9号	905-0021	0980-52-0110
本部警察署 生活安全・刑事課	本部町字大浜850番地1	905-0212	0980-47-4110
宮古島警察署 生活安全課	宮古島市平良字西里1092番地1	906-0012	0980-72-0110
八重山警察署 生活安全課	石垣市字登野城894番地1	907-0004	0980-82-0110

本通知に関する問合せ先

沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話番号（098）862-0110（内線3034、3035）